

入院選定療養費制度のお知らせ

健康保険法等の規定により、同じ病気で病院や診療所に通算して180日を超えて入院されている患者さんには、これまでの入院に関する一部負担金以外にも入院医療費（入院基本料等）の一部を自己負担していただく制度（平成14年4月～）が導入されております。

該当された場合、ご負担いただく金額は 1日あたり 2,713（税込）となります。

なお、この制度により患者さんが窓口でお支払いになる金額は増えることとなりますが、その金額は医療保険（保険者）から医療機関に支払われる金額（診療報酬）から差し引かれ、当院の収入が増えるものではございませんので、ご了承ください。

その他、ご不明な点については、医事課 病棟担当者（入院係）までお問い合わせください。

●180日を超えた入院の対象となる場合と、対象外になる場合について

この180日を超えた入院期間には、当院における入院期間だけでなく、他の病院や診療所等での入院期間も含まれます。つきましては、過去3ヶ月以内に同じ病気で、いずれかの医療機関に入院されていた患者さんは、入院時に受付において「退院証明書」を提示し、以前の入院期間をお申し出ください。ただし、以下のような場合には、入院期間として通算されません。

- ① 病院（診療所）を退院された後、3ヶ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合
- ② 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に3ヶ月以上入所（入院）されていた場合
- ③ 前回の退院から3ヶ月以内の入院であっても、前回と今回の入院がまったく別の病気である場合
- ④ 難病や重症等の厚生労働省より定められた疾患や状態で入院されていた場合

●退院証明書の提出と入院期間の確認について

以前に入院していた医療機関より発行された「退院証明書」をお持ちの方は、必ず受付窓口にご提出ください。

また、当院に入院されるまでの3ヶ月間に、他の病院（診療所）等に入院していた期間がお分かりでない方は、以前に入院されていた医療機関にお問い合わせの上、医事課病棟担当者（入院係）までご連絡ください。

●正確な入院歴の申告をされなかった場合について

現在の保険医療制度では、患者さんはご自身の過去3ヶ月間の入院歴を医療機関に申告することが義務付けられております。患者さんが正確な入院履歴を申告されなかったことにより、医療機関に損失（入院選定療養費に係る特別の料金分）が発生した場合は、遡って患者さんから料金をいただくこととなりますので、十分にご注意ください。

●入院医療費（入院基本料等）の一部を自己負担していただく場合について

入院医療費の一部をご請求する場合には、医事課病棟担当者（入院係）から事前にお知らせをいたします。

なお、患者さんの病状等により、開始日及び金額が異なる場合がございます。ご了承ください。